

随意契約理由書

神戸市

件名	電子連動装置分解整備（名谷車庫）
契約の相手方	大同信号株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 <p>本業務対象の電子連動装置は、列車運行に必要不可欠な転てつ機制御、進路制御、信号機の制御を行っており不具合が発生すると重大な輸送障害となるため、常に状態を監視し、良好な状態に維持しなければならない。そのため国土交通省令に基づく整備要領を定めて定期的に点検保守を行っている。</p> <p>① 本装置は、平成16年度設置後、16年以上が経過し装置延命の為の部品交換を重要箇所より順次進めている。</p> <p>② 本業務は装置を停止して行う精密点検及び分解して劣化部品を取替え、機能の維持をはかる為の整備を列車運行時間外である深夜の短時間で行うものであり、正確、安全かつ迅速な作業が必要であり、装置を熟知した熟練の技術者が要求される。</p> <p>③ 本業務の主たる分解整備は、連動論理架、自動進路設定装置の劣化部品交換並びに各機器仕様に基づく性能確認及び総合動作試験であり、装置の設計開発・製作・据付を行った上記業者以外では交換部品の製作及び分解整備を行うことは技術的に不可能である。</p> <p>以上により上記業者に随意契約を依頼するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課（電話番号 791-9729）